

質問に対する回答書

火の山屋外展望デッキ設計競技に関して質問がありましたので次のとおり回答します。
(9月5日～9月13日質問分)

番号	質問	回答
1	4. 応募資格(8) 平成19年4月1日以降に、元請として公共建築工事の実施設計業務を行い、引き渡した実績があること。とありますが、事務所主宰者が前職において主任技術者として担当した上記を満たす実績は認められますか？	4. 応募資格(8)は事務所等の要件です。提案者が現在所属している又は、共同で実施しようとする事務所等にも実績が無い場合は認められません。
2	募集要項「4.応募資格」について、提案者自身が前職の設計事務所にて担当者として(8)平成19年4月1日以降に元請として公共工事の実施設計業務を行い、引き渡した実績を有する場合、所属する事務所は、(8)に記載される実績がなくても応募可能でしょうか。	番号1と同様。
3	募集要項P9.「4.応募資格(8)」の「元請として公共建築工事の実施設計業務を行い、引き渡した実績があること。」について前職での実績も該当すると考えてよろしいでしょうか。	番号1と同様。
4	4. 応募資格(8)、公共案件の実績は、海外のものでも可能か。 また、その場合、契約書や申請関係書類が全て外国語のものとなるため、実績を証明する書類としては建築専門雑誌の掲載データの提出でも可能か。	海外の公共建築工事の実施設計業務の実績は、本設計競技においては実績と認められません。
5	4. 応募資格(8)の元請として公共建築工事の実施設計業務の実績の記載がありますが、工事種別として改修工事は含まれるかご教示いただければ幸いです。	改修工事は実績として取り扱います。
6	4. 応募資格(8)について、元請としての公共建築工事の実施設計業務とありますが、共同企業体(JV)による元請としての実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	共同設計業務(同業種間の設計共同体)及びJV業務(異業種間の設計共同体)による実績は共に含みません。
7	提案者が40歳以下で一級建築士、一級建築士事務所を主宰している場合で、提案者所属事務所が実績なしと判断された場合、(8)の公共建築工事の実施設計業務の実績がある他の一級建築士事務所と共同で実施することができると記載がありますが、契約などは共同企業体(JV)として行うことになりませんか？	本市と締結する設計業務委託の契約については、4. 応募資格を満たす事務所等との契約となります。実績のない事務所等は協力事務所として業務に携わることとなります。 すべての事務所等が実績を満たす場合はJVでの契約も可能です。
8	7. 提案者が提出する図書等について イ. 設計提案書なお、A2版、A3版ともPPC用紙にカラー印刷とすること。とありますが、マット紙や光沢紙は不可と理解してよいですか。	紙質により提案の印象が変わることを避けるため、マット紙や光沢紙は不可とします。